

会 務 月 報

第416号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成29年9月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成29年9月14日（木）

13:30～15:20

2. 場 所 日事連会議室

3. 理事総数及び出席理事数 総数32名、出席数27名

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 大内達史

副 会 長 富岡 學、佐野吉彦、佐々木宏幸、栗原憲昭、
遠藤正幸、岩本茂美

専務理事 居谷献弥

常任理事 植村吉延、岡村則満、堂田重明、新沼義雄

理 事 相場 博、大谷秀逸、金子敏夫、神田重信、
栗田政明、児玉耕二、小林忠志、鈴木兼次、
鈴木勇人、富田 裕、宮原浩輔、八島英孝、
山木 茂、横須賀満夫、吉田 敏

監 事 宮原克平、山下卓治

事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、
千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長、吉田茂調
査役

欠席者

常任理事 伊藤光洋、栗原信幸

理 事 秋野卓生、澤木英二、西尾信次

5. 議 事

(1) 議長の選任

大内達史会長が議長に選任された。

(2) 議事録署名人の確認

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の
者であることが確認された。

大内達史会長、宮原克平監事、山下卓治監事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件（9月6日、常任理事会
決定）

①日事連建築賞の受賞者決定の件

日事連建築賞選考委員会での選考経過及び常任理事会
で資料1のとおり受賞者を決定した旨、事務局より説明が
なされた。

②年次功労者表彰者決定の件

事務局より、資料2によって表彰規程に該当する単位会
推薦34名の候補者の受賞を常任理事会で決定したこと
及び①・②の表彰は、10月6日開催の建築士事務所全国
大会（和歌山大会）大会式典において行う予定であるとの
説明がなされた。

以上の常任理事会で決定した事項について議長より諮
ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 第42回建築士事務所全国大会（東京開催）の開催日及び
会場の承認の件

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。
開催日は平成30年10月5日（金）、会場は帝国ホテ
ルとし、例年どおり全国大会実行特別委員会を設置して、
企画運営及び予算等を検討したい。なお、青年話創会開催
に備え、前回同様銀座東武ホテルを押さえている。

議長より、第42回建築士事務所全国大会の開催日及び
会場の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認
した。

3) 教育・情報委員会委員の変更承認の件

事務局より、資料4によって東海北陸ブロック協議会よ
り、教育・情報委員会委員の変更届が提出された旨説明が
なされた。

議長より、教育・情報委員会の宇枝敏夫委員を石村聖一郎委員に変更することについて諮ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

1) 建築士事務所全国大会の地方と東京の隔年開催について

事務局より、資料5によってこれまでの検討経緯について説明し、佐々木副会長より次の趣旨の発言がなされた。

総務・財務委員会で平成25年度から検討してきた。地方と東京の隔年開催を平成18年度から実施した理由が、日事連の緊縮財政のためだった。そもそも隔年開催とすべきだったのか、他の団体の全国大会の開催状況を調査したり、ブロックの意見等を持ち寄り8月の総務・財務委員会で協議し、最後は日事連の運営サイドとして議論を尽くし、東京開催は平成30年度を最後とすること及び平成31年度以降は毎年地方開催に戻すこと(通年開催)を満場一致で決定した。これを受けて、9月6日の常任理事会でも通年開催とすることで合意し、総務・財務委員会で運営の形態や財政の問題を検討することとした。

大内会長より、次の趣旨の発言がなされた。

ブロック協議会に出席した際に、地方での全国大会に参加はしたいが、いざ自分の会が受けるとなると財政的に躊躇するとの声は聞いている。特に中四国ブロックでは財政的に厳しいため、主管会を引き受けたくないとのことだが、JIAは今年度徳島で大会を開催できるのだから、財政や会員数だけを引き受けられない理由にするのではなく、どうすればコンパクトにできるかを一緒に考えたい。今年度は、近畿ブロックがバックアップし、和歌山会が知恵を絞って4,500万円弱の予算で準備している。また、茨城会はイベント会社に丸投げせず、会員が協力して3,900万円弱で実施できた。本日は報告事項にとどめたが、総務・財務委員会で経費削減等について検討し、次の理事会で通年開催の是非について諮りたい。

宮原理事より、資料の経過に「総務・財務委員会の提案どおり、理事会に提案することとした」とあるが、この理事会

は本日の理事会を指すのかとの質問がなされ、佐々木副会長より、本日は常任理事会では通年開催に合意したという中間報告であり、総務・財務委員会で青年話創会を含めた運営の形態等を検討し、次の理事会で通年開催について諮ることになるとの回答がなされた。

小林理事より、従来の地方開催は日事連が運営費の一部を負担し主管会が運営してきたと思うが、お互いコミュニケーションを深めて実施していくのかとの質問がなされ、佐々木副会長より、基本的な考え方はそのとおりだが、日事連の負担金は開催方法によっては減額となることもあり得るとの回答がなされた。

2) 会員向けアンケートの実施結果について

事務局及び建築士事務所の業務環境改善WG佐々木主査より、資料6-1及び資料6-2によって次の趣旨の説明がなされた。

今般のアンケートは、構成員の協力を得てWebで回答してもらった。単位会を通さずに回答できたため、給与や残業等答えにくいことがあったにもかかわらず、構成員の14%、2,100超の事務所の回答が得られた。委託したリサーチ会社によると、回答率が10%以上であれば、統計として信頼できるとのアドバイスを受けている。ISOの取得状況や1人当たりの売上等、興味深い内容であるので精読してほしい。なお、前文が未完成であるが、補完し単位会に結果を報告したい。

相場理事より、今後の活用方法について質問がなされ、佐々木主査より、単位会へ活用例を示し、さらに日事連としてどう取り組んでいくかWGで詰めていきたいとの回答がなされた。

3) 告示第15号の改正検討について

居谷専務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

検討委員会及び中央建築士審査会の開催・検討状況並びにヒアリング調査対象企業リストは資料のとおりである。本会の要望等は、業務報酬基準WGで検討し、検討委員会に委

員として参加している佐々木副会長に述べてもらう。また、五会会長会議の際に提案され、設計三会で要望を取りまとめる予定としている。

4) 既存住宅状況調査技術者講習の開催について

居谷専務理事より、資料8によって、全国の講習会開催予定及び申込状況の説明がなされた。

5) 既存住宅状況調査契約書及び約款の作成について

居谷専務理事より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款調査研究会に契約約款WG・サブWGを設け、大森弁護士の監修を受け作成する。調査業務の契約規模から考えて簡便なものとし、新たに重要事項説明書は作成しない。初回の埼玉での講習会前には、注意事項等を付してホームページで公開する予定である。なお、契約書等の印刷、紙での配布は行わない。

6) 「建築設計業務委託の進め方」検討会・検討部会について

居谷専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

社整審答申「官公庁施設整備における発注者のあり方について」では、「発注者は、透明性・公平性を確保した上で、それぞれの公共建築工事に最も適した設計者、施工者を選定する必要がある。」とされている。検討会では、適切な建築設計業務委託に資することを目的に、公共建築工事における設計者選定に関するマニュアル（建築設計業務委託の進め方）を全国営繕主管課長会議の付託事項として作成する。検討部会は、同マニュアルの作成にあたり、設計業務の受注者にあたる設計団体側の視点からの意見、提案を取りまとめ、適切に反映させることを目的に設置される。本会からは、検討部会の委員として、宮原理事、鈴木理事及び神奈川会白井会長に参加してもらう。

7) 国交省との意見交換会について

居谷専務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

かねてより植村常任理事から提案されていた国交省との意見交換会について、今般、官庁営繕部より開催について了解を得た。本日の理事会終了後、①生産性向上の取組（設計分野：設計意図の的確な反映）、②設計業務の適正な標準業務期間の設定などについて、③第三者監理について、④設計時における積算について、である。

8) 会員・構成員異動報告

事務局より、資料12によって平成29年6月から8月の各月の会員、構成員及び賠償責任保険加入事務所数等の報告がなされた。

9) その他

①建築士事務所全国大会（和歌山大会）について

佐野副会長より、以下の発言がなされた。

10月の和歌山大会の実施に向けて、近畿ブロック協議会で主管会の和歌山会を支えていく。今後の全国大会のモデルとなるようにしたい。今回の全国大会では、木をテーマに講演・シンポジウムを実施する他、大手ゼネコンの協力により特別企画展示等を企画した。是非参加して見てほしい。

②青年話創会2017和歌山大会について

鈴木理事より、青年話創会の開催協力のお礼及び準備状況等の説明がなされた。

<配付資料>

資料1：平成29年度日事連建築賞の受賞者決定について

資料2：平成29年度年次功労者表彰について

資料3：第42回建築士事務所全国大会（東京開催）の開催日及び会場について

資料4：ブロック推薦教育・情報委員会委員の変更について

資料5：建築士事務所全国大会の地方と東京の隔年開催の中止について他

資料6-1：会員事務所の労働環境等に関する実態調査報告書（案）

資料6-2：会員事務所の労働環境に関する実態調査回答数他

資料7：設計、工事監理等に係わる業務報酬基準（告示15号）

改正の検討について

資料8：平成29年度「既存住宅状況調査技術者講習」（移行講習）開催日程一覧他

資料9：既存住宅状況調査契約書および約款の作成について他

資料10：「建築設計業務委託の進め方」検討会設置要領他

資料11：国交省営繕部と日事連の意見交換会（案）

資料12：会員・構成員異動報告等

■第4回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成29年10月10日（火）13:30～16:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 堂田重明

副委員長 鈴木兼次

委 員 田中幸吉、河野正博、石村聖一郎、
尾添信行、坂本拓三、外村 選

担当副会長 佐野 吉彦

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、東小川

（配付資料）

資料1-1：法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）の実施状況等について

資料1-2：平成29年度「管理建築士講習」開催予定・実施結果一覧

資料1-3：平成29年度「建築士定期講習」開催予定・実施結果一覧

資料1-4：建築士定期講習インターネット受付システム運用開始日の遅延について

資料1-5：平成28年度建築士定期講習インセンティブ配賦の結果について

資料1-6：建築士定期講習受講者増対策のための法人営業チラシ

資料2-1：平成29年度「管理研修会」開催予定・実施結果一覧

資料2-2：管理研修会チラシ

資料3：他団体との連携による講習の予定（平成29年度）

資料4：日事連講習会Web受付システムの導入について

資料5：平成29年度上半期教育・情報に関する事業報告

資料6：学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う建築士法並びに同法に基づく関係告示及び建築基準法に基づく関係告示等の一部改正について

議 事

1. 法定講習（管理建築士講習、建築士定期講習）について

（1）平成29年度上半期の実施結果

- ・法定講習の実施開始年度から平成29年度上半期までの受講者数について、事務局より報告をした（資料1-1～3）。
- ・平成29年度上半期は、管理建築士講習419名、（公財）建築技術教育普及センター（以下、普及センター）直轄の講習では138名、建築士定期講習7,493名、士会では8,618名の受講があった。
- ・建築士定期講習は、今年度は受講者の多い年度にあたり、3年前を参考にすると約13,000名が受講する見込みである。

<質疑等>

- ・法定講習を実施しない単位会があつてよいのか。〔石村〕
→管理講習は人が集まらないなどの理由から、一部単位会では実施していない。近畿では、京都・大阪・兵庫が会場になる前提で受付のみ行っている単位会もある。定期講習は、士会と共催や交互持ち回りがあるため、今年度は開催しない単位会もある。〔事務局〕
- ・富山会では士会に任せているが、手数料は折半している。〔堂田〕
- ・常任理事会では、役所の人にも定期講習を受けてもらいたいという話が出た。役所の仕事をする際に、講習を受けていないために技術的な理解の差があり問題が起きているという話があった。〔堂田〕

（2）建築士定期講習のインターネット受付

- ・第3期10月からインターネット受付を予定していたが、普及センターが委託しているシステム会社で重大なシステムエラーが見つかったため、12月に受付を延期することとし、単位会に通知したことを事務局より報告した（資料1-4）。

<質疑等>

- ・インターネットで受け付けたものは、事務所協会を経由するのか。[田中]

→普及センターが取りまとめて、単位会に渡すかたちをとる。

[事務局]

- ・福島会では士会と事務所協会で話し合っ、ある程度人数を分け合っていたが、インターネット受付になると状況が見えない。[田中]

(3) 平成28年度建築士定期講習のインセンティブ配賦

- ・5月17日付けの普及センター作成資料(資料1-5)により、インセンティブ配賦の結果および上位単位会の受講者数増加の取り組みについて報告した。
- ・和歌山会では、会員事務所に社員の定期講習受講年を把握してもらい、事務所協会単独開催の講習日に合わせて案内をしている(事務所協会の収入を上げるため)。[尾添]
- ・いろいろな評価軸で表彰すると良いと思う。[佐野]

(4) 建築士定期講習の受講者増対策

- ・普及センター作成資料(資料1-6)により、事務所単位での講習の実施について検討していることを報告した。

<質疑等>

- ・事務局の手間は軽減するか。[尾添]
→確認する。[事務局]
- ・プランBの場合、一般の人もしこに入れたら良いのではないか。[鈴木]
- ・開催最少人数が50人となると、一級建築士が150人いないとできない。そのような事務所はほとんどないため、幾つかの事務所を集める必要がある。[佐野]

2. 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会について

○平成29年度の実施状況等

- ・平成29年度の管理研修会は43単位会・62会場で予定され、上半期は3単位会・4会場で開催している状況である。10月以降全国各地で開催される予定。(資料2-1)
- ・管理研修会は35単位会が知事指定を受けている状況である。他

の単位会では県から知事指定を認めるのは難しい等の理由で受けていない。

- ・知事指定の必要性や若い人、独立したての人に受講してほしい等の話があった。

3. 他団体との講習・研修の協力開催等

(1) 膜構造協会と共催している見学会&講習会について

- ・日事連が共催として東京、大阪、愛知・三重で実施してきた(一社)日本膜構造協会の「膜構造による魅力ある空間創造・見学会&講習会」について、今年度は11月21日に実施することを事務局より資料3に基づき報告をした。午前中に講義を行い、午後の見学は東京・豊洲(Brillia ランニングスタジアム)および千葉・柏で行う予定。
- ・年度内に仙台市等想定で見学会ができる施設があれば実施する方向で考えている。

(2) 木活協と協力開催している講習会について

- ・昨年度、東日本地区の単位会に限定して実施した国土交通省補助事業「中大規模木造建築物設計講習会」(主催:木を活かす建築推進協議会)を、今年度は西日本地区の単位会を対象に開催する予定である。場所は東京を考えており、予算上、旅費等が出ないため参加者が集まらない懸念があるが、今後推進協議会と内容を詰めていく予定である。

<意見等>

- ・これまでの講習会は、他団体主導の企画に合わせて行ってきたが、日事連が主体となって企画を立てて他団体へ働きかけ、プログラムの提案をしていく必要もあるのではないかと意見が出された。各委員より日事連が主導で行う企画の提案を挙げてもらい、プログラム等の内容を検討していくこととする。
- ・各委員がブロック協議会へ報告し、新たな講習会を検討してもらい、提案された企画案について本委員会で検討を行う。また、企画を立てるうえで、どの単位会で実施が可能なのか等も検討し立案していくこととした。

4. 日事連講習会Web受付システムの導入について

- ・日事連が主体となり単位会で開催する講習会について、Web受付システムの段階的導入を検討することとし、受付方式およ

び支払方法等の導入案について事務局より説明がなされた(資料4)。

- ・この導入に際して、単位会の意向を確認するためのアンケート調査を実施する予定にしている。

5. 平成29年度上半期事業報告について

○平成29年度教育・情報に関する上半期事業報告(案)について、事務局より資料5に基づき、以下4項目の概要説明をした。

(1)「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の実施推進について

(2)法定講習(「管理建築士講習」及び「建築士定期講習」)について

(3)「建築CPD情報提供制度」の活用推進

(4)その他

説明後、協議をした結果、原案(数字の部分修正有り)のとり承された。

6. その他

○学校教育法の改正に伴う建築基準法、建築士法の一部改正について

- ・改正法により、大学の新たな類型として「専門職大学」及び「専門職短期大学」が制度化されることとなり、建築基準法では卒業生(専門職大学は前期課程修了者)には品質管理推進責任者の要件並びに登録特定建築物調査員講習、登録建築設備検査員講習等の受講資格を与えること、建築士法では両大学の卒業生で実務年数に応じて建築士の受験資格を与えること等が改正されることを事務局より報告した。(資料6)

○今回より東海北陸ブロックの石川会・宇枝委員より石村委員に交代した。

○次回委員会は、平成30年1月31日(水)

13:30～16:00Web会議にて開催することとした。
なお、期日が先のため、各委員に改めて確認をとることとする。

■第5回業務・技術委員会議事概要

日 時 平成29年9月27日(水) 14:00～16:30

場 所 Web会議

日事連会議室(委員長、担当副会長、繁戸氏)

所属単位会等(副委員長、上記以外の委員)

出席者 委員長 伊藤光洋(山口)

副委員長 栗田政明(埼玉)

委員 高橋清秋(宮城)、小河節郎(長野)、
藤井 均(富山)、松村和夫(滋賀)、
上柿重信(徳島)、野原 勉(沖縄)

担当副会長 遠藤正幸(静岡)

特別出席 繁戸和幸

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、野出

(配付資料)

第4回業務・技術委員会議事概要(案)

資料1 : 平成29年度上半期事業報告(案)業務・技術に関すること

資料2 : 業務技術委員会レポート 建築士事務所の技術者人件費等について

資料3-1 : 設計・工事監理等に係る業務報酬基準改正の検討について

資料3-2 : 業務報酬基準改正の検討に関する要望

資料3-3 : 業務報酬改定に向けた論点、要望案(検討すべき主な課題について)

資料4-1 : 建築設計業務における設計図書の電磁的記録の作成と長期保存のガイドライン 説明資料

資料4-2 : 建築設計業務における設計図書の電磁的記録の作成と長期保存のガイドライン(案)

資料5 : 既存住宅状況調査技術者講習の開催・申込状況

資料6 : 既存住宅状況調査契約書及び約款の作成について

資料7 : 宅建業法改正に伴う建物状況調査(インスペクション)業務向け保険について

資料8 : 四号建築物に係る確認・検査の特例に関する意見について

資料9 : 「全国空き家対策推進協議会」の設立について

資料10 : 各委員会、WG報告

議 事

1. 業務・技術に係る平成29年度上半期の事業報告について

○資料1により、平成29年度上半期の事業報告（案）について、事務局より説明がなされ、協議の結果、資料1の通り了承された。

2. 業務・技術委員会レポート 建築士事務所の技術者人件費等について

○毎年、業務・技術委員会レポートとして、本会会誌「日事連」11月号及び本会ホームページに掲載している「建築士事務所の技術者人件費等」について、厚生労働省の統計資料である賃金構造基本統計調査結果（平成28年に実施した調査結果）の一級建築士の賃金データ、建設業の所定内給与対前年同月比の数値等の更新した内容を、資料2に基づき事務局より説明された。協議の結果、会誌「日事連」への継続掲載について了承された。

3. 告示第15号の改正検討について

○資料3-1、3-2、3-3により、国土交通省にて、告示第15号の改正について検討を開始した旨、居谷専務理事より報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・建築技術教育普及センターが事務局となり検討委員会が設置された。
- ・8月に、設計関係団体が推薦した建築士事務所に対し、国土交通省による現状の把握のためのヒアリングが実施された。
- ・次回の検討委員会は、10月2日に開催予定であり、その際に各団体からの意見を提出することとなっている。
- ・日事連のからは、資料3-2の設計三会（日事連、士会連、JIA）の意見をとりまとめた要望と、資料3-3の日事連独自の要望の二種類を提出する予定である。

○以下のような質疑がなされた。

- ・今回の業務報酬基準の改正において、最低制限価格の見直しは検討されるのか。
→最低制限価格は、告示第15号の改正とは別の内容であり、今回の改正の検討内容には含まれていない。
- ・現在の用途区分では、適応できない建築物もある。用途区分

の細分化は行うのか。

→用途区分の見直しはアンケートを見直す上での検討となるかもしれない。複合建築物への対応は検討項目となっている。

4. 「建築設計業務における設計図書の電磁的記録の作成と長期保存のガイドライン」について

○資料4-1、4-2により、繁戸氏より、（公社）日本文書情報マネジメント協会ガイドライン検討会にて、建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と長期保存のガイドラインを作成中であり、その内容について説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・建築士が電子図面や電子書類をどのように電磁的記録で作成し、建築士事務所が15年間保存すればよいかを示すことを目的とする。
- ・設計図書等を電磁的記録で行う場合の法的な根拠と方法についての解説を行う。
- ・図面データを電子データ（PDF等）化し、図面上に建築士の記名とPDFファイルに電子署名を付与し、保存する。
- ・長期保存する場合は、電子署名の有効性を延長する長期署名（タイムスタンプ）をPDFファイルに付与し、保存する。

○以下のような質疑が行われた。

- ・電子データで図面等を保存することは法的に問題はないのか。
→e-文書法第三条、第四条において、文書の電磁的記録による作成、保存等が規定されている。また、e-文書法国土交通省令第四条、五条、七条に設計図書の電磁的記録による作成と建築士による電子署名、保存が規定されている。
- ・電子データの保存において、15年後にその電子データを復元できない場合は、設計図書の保存がなされていないことになるのか。
→PDFを推奨している理由としては、PDF（特にPDF/A）はISOにより規格が定められており、国際的に長期保存が可能な形式と考えられる。
- ・3D CADやBIMのような3次元データの扱いはどうすればよいのか。

→建築士法上の図面等の保存は、2次元図面を想定した内容になっており、3次元データの保存については、このガイドラインの対象ではない。

- ・電子データのバックアップとして、データベース制度を設ける予定はあるのか。

→ガイドライン検討会では、検討していない。ガイドラインでは保存の推奨方法について記載をしている。

→事務所が廃業した場合のバックアップとして、事務所協会で、データベース制度を検討してもよいのではないか。

○他に意見などがあれば一週間程度以内に提出いただき、特に無いようであれば、ガイドライン（案）は承認されたものとする事とした。

5. 既存住宅状況調査技術者講習の開催について

○資料5により、既存住宅状況調査技術者講習の開催状況について、事務局より報告された。現在、新規講習を38単位会、移行講習を28単位会が開催することが決定している。また、8月末現在で全国815名の申込があった。

6. 既存住宅状況調査契約書および約款の作成について

○既存住宅状況調査に係る契約書・約款の作成を四会連合の枠組で検討することとなり、四会連合でWGを立ち上げ、検討している旨、事務局より報告された。主な内容は以下の通り。

- ・これまで3回のWGを開催し、内容はほぼ固まった。
- ・今後の活用については、四会連合協定のHPに10月以降に掲載し、講習会の際に周知を図っていく予定である。

7. 宅建業法改正に伴う建物状況調査（インスペクション）業務向け保険について

○資料7により、建物状況調査業務の遂行や調査の見落とし等によって発生した損害について保障する保険について検討中である旨、事務局より報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・建築士会連合会では7月上旬より募集を開始している。検査ミスにより住宅の販売価格が下がった等の損害を補償する。
- ・建賠保険等調査専門委員会においても検討しているが、インスペクション業務について詳しい業務・技術委員会や既存住宅状況調査専門委員会等でも検討してほしいとのことであっ

た。

○次のような意見が出され、今後既存住宅状況調査専門委員会でさらに検討していくこととした。

- ・検査料を2万円と想定するのは検査料が安すぎるのではないかな。
- ・建築士会連合会と同様のスキームで行うとのことであるが、既存住宅状況調査のすそ野も視野に入れて考えるべきなのではないかな。

8. 四号建築物に係る確認・検査の特例に関する意見について

○前回の臨時業務・技術委員会にて検討を行った、四号建築物に係る確認・検査の特例に関する意見について、資料8の通り構造に関する計算・確認を行った書類（壁量計算書等）の保存の義務化については、異論のない旨、国土交通省住宅局建築指導課に提出したことが事務局より報告された。

9. 「全国空き家対策推進協議会」の設立について

○資料9により、「全国空き家対策推進協議会」が設立され、全国999の地方自治体が正会員として登録し、日事連も協力会員となった旨、居谷専務理事より報告された。活動内容としては、空き家対策に関する情報の交換と共有、共通する具体的課題等についての専門家と連携した対応方策の協議・検討、実践的な空き家対策についての政策提言、蓄積した空き家対策のノウハウの共有などで、新潟県見附市における空き家対策が紹介された旨、説明された。

10. 各委員会、WG報告

○資料10により、業務報酬基準WG、建賠保険等調査専門委員会、既存住宅状況調査専門委員会、建築の低炭素化・省エネルギー化対応WG、および構造技術専門委員会の活動状況について、事務局より報告された。

◎次回委員会

平成30年1月24日（水）14:00～16:30

Web会議で開催予定

■第24回構造技術専門委員会議事概要

日 時 平成29年10月11日(水)

14:00～16:30

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 西 邦弘、副委員長 鈴木正英
委員 森田高市、仲山雅一、臼井勝之、山浦晋弘
事務局 居谷専務、千浜、青柳、吉田

欠席者 委員 徳竹忠義

【配付資料】

第23回 構造技術専門委員会議事概要

資料1-1 構造技術についての基本知識の情報提供について
意見出し項目

資料1-2 第23回構造技術専門委員会の資料に対する意見・問題点等(山浦委員提出)

資料1-3 第23回構造技術専門委員会の資料に対する意見・問題点等(仲山委員提出)

資料2 第三次答申に向けた主な審議事項と議論の方向性(論点編)

議 事

議題1. 構造技術に関する諸状況について

○資料2により、10月6日に開催した社会資本整備審議会の建築分科会にて、第三次答申に向けた審議事項と議論の方向性が示された旨、居谷専務理事より説明された。主な内容は以下の通り。

- ・主な審議事項としては、既存ストックの活用、木造建築の多様なニーズへの対応、適切な維持管理・更新による建築物の安全性確保があげられており、平成30年初旬に上記の審議内容の結論を出す予定である。

議題2. 構造技術についての基本知識の情報提供について

○資料1-2及び1-3により、山浦委員、仲山委員より、前回の委員会資料に関する意見等について説明がなされ、意見交換を行った。主な内容は以下の通り。

【「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」について】

- ・「耐震性あり」という表記の受け止め方が人によって異なるの

で、具体的に表現したほうが良い。

- ・「耐震性あり」と評価された住宅が地震で倒壊した場合の責任の所在の有無及びその責任の所在はどこか。

- ・隠れた瑕疵の存在は、所有者等の検証では抽出できない。

→隠れた瑕疵については、専門家が調査するしかない。

- ・実際には「接合金物があるから耐震性あり」とはならず、接合部材に対して適切な接合金物がついているのか、適切な接合法でついているのかを調査する必要がある。その調査は一般人では判断できないので、専門家が行うこととなる。

→建築士に調査の依頼があったときに、一般の人が調査した内容を参考にはするが、通常は調査し直すことになる。

【熊本地震による建物被害について】

- ・明らかに問題のあるディテール、接合方法が確認できればそれが倒壊(または大破など)の原因と特定できるが、特に問題がなければ、どの程度耐震性能を有していたかの問題になる。無被害の建物についてなぜ被害がなかったかという原因を探ることも必要ではないか。

- ・1回目の震度7の地震で倒壊を免れた建物が2回目の震度7の地震で倒壊したケースをどのように評価するか。

→地震の揺れと建物の固有周期が一致すれば建物は倒壊しやすくなる。個別の条件によるものなので、調査するのは難しい。

- ・熊本の木造建築物は、筋交いにより耐震性能を確保することが主流であり、面材が貼られていない木造建築物が多かったため、面外方向への座屈を抑制できなかった。

- ・倒壊はしていないが、傾いた建物において、金物が全て抜けていたことがある。

- ・熊本地震を契機に直下率に注目が集まったが、仕様規定に直下率を盛り込まないのか。

→仕様規定を見直すのは難しいと思われる。東京会では、床倍率や壁倍率について、耐力表のような資料を作成する話がある。

【4号特例について】

- ・監理するためには図面が必要であり、現状の規定でも作成している。

- ・4号建物において、確認申請の際に計算書の提出は省略される

が、計算書の提出を求められた場合は提出しなければならないので、結局は計算書を作成しておかなければならない。

- ・計算書を提出されると内容の確認をせざるを得なくなるので、提出されると困ると拒否される場合もある。
- ・瑕疵担保履行法において、構造計算書を提出することになっているので、4号特例の図書省略が現状のままの規定でも問題ないのではないか。
- ・木造の4号特例は、従来は整形の建物を想定していたが、近年では、非整形の奇抜な形状が普及したことにより、構造計算を行わないと安全であるか判断できないケースが増えてきた。
- ・4号建築物についても、中間検査を実施すれば、図面や計算書を作成するようになるのではないか。
- ・数年前に（公財）日本住宅・木材技術センター出版のテキストを用いて、意匠設計者向けの講習会が行われた。そのテキストでは判断に迷うことなど等も説明されており、非常にわかり易かった。同様のことをもう一度、記事にしてもよいのではないか。
- ・4号特例が廃止になった場合に、平成29年以前の4号建築物が既存不適格になる恐れがあり、現在の既存住宅の有効利用の流れと逆行する。

【接合金物について】

- ・金物は、標準の使用が決まっているのか。
- 接統箇所によって、認定品の中から適した金物を選定する。

【4分の1分割法について】

- ・ちょうど4分の1の位置にある耐力壁を含むのか否かが、基準法にも明記されておらず、不明確である。
- ・4分の1分割法で計算したときに、計算上は釣り合いがとれていても実際は、安全ではない場合もある。

→偏心率の確認が必要である。

- ・許容応力度計算を好まない技術者はN値計算法を用い、偏心率を好まない技術者は4分の1分割法を採用する傾向にある。

【その他】

- ・1階と2階のバランスが悪いと倒壊する恐れが生じる。
- ・岡立ち柱の注意事項も掲載してはどうか。

- ・基準法の性能と品確法の性能は異なる。品確法上の耐震等級1の1.5倍が耐震等級3を示すが、区別がついていない技術者が多い。また耐震等級3は基準法で採用できない準耐力壁を用いている場合も有り、基準法の耐力の1.5倍とは限らない。
- ・東京会では、2018年改訂を目標とし、オレンジ本の改訂を検討している。木構造については、仕様規定について、より詳しく説明してはどうかとの意見がある。

○意見交換の結果、委員は、下記の検討項目について言葉の意味など不明箇所をピックアップする他、木造についての参考となる資料を、11月13日（月）までに事務局まで連絡することとした。

【検討項目】

①熊本地震における被害状況について

②4号特例について

- ・壁量計算（a、b、4分の1分割法）、偏心率、剛性率について
- ・接合金物（仕様規定、N値計算法、許容応力度）について
- ・剛床計算（床面倍率）について
- ・直下率、許容応力度計算について
- ・品確法の耐震等級と基準法の関係について

◇次回委員会 平成30年1月25日（木）

14:00～16:30（日事連会議室）予定

■第40回建賠保険等調査専門委員会議事概要

日 時 平成29年9月19日（火） 14:00～16:30

場 所 日事連会議室

出席者 委 員 長 栗原信幸

副委員長 栗田政明

委 員 加藤義道、鳴海義一、古谷雄一

オブザーバー 小川圭一、阿部功、中川孝昭（日事連サービス）、野口紘一、山口康喜（東京海上日動）

事 務 局 居谷専務理事、前田、千浜、青柳、吉田

<配付資料>

第39回建賠保険等調査専門委員会議事概要

- ・資料1—1 建賠保険の加入状況について

- ・資料１－２ 建賠保険の支払い状況について
- ・資料２ 宅建業法改正に伴う建物状況調査（インスペクション）業務向けE&O保険

<議 事>

議題１．建賠保険の加入・支払い等の状況について

（資料１－１、１－２）

（１）建賠保険の加入の状況について

○日事連サービ阿部専務取締役より資料１－１により、平成２９年５月～７月までの建賠保険の加入状況について報告がなされた。３月末時点で継続加入した会員事務所において、保険料の引落しができなかった事務所の契約が抹消されたため、会員事務所の５月の加入件数が９９件減となった。

（２）建賠保険の支払い状況について

○東京海上・野口氏により資料１－２により、平成２７年１２月～平成２８年３月の支払い事例６件について報告された。主な概要は以下の通り。

- ・NO.1087・・福祉施設の倉庫棟、受水槽に沈下が発生（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1042・・屋根断熱材不足による屋根内部結露が発生（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1111・・農機具製造工場の排水設備の機能不発揮（建築設備機能担保特約）
- ・NO.1119・・公共福祉施設改修に伴うボイラー配管機能不発揮（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1140・・排煙設備の機能不発揮（建築設備機能担保特約）
- ・NO.1097・・ハンガードアールがドアの重量に対応できずたわみが発生（建築物の滅失・破損）

○支払状況について次のような質疑がなされた。

【NO.1087】

- ・どのような是正処置を行ったのか。
- 周囲を切削し、フーチングを拡大し、既存の設備基礎に固定した。

【NO.1042】

- ・結露が発生しただけでは、滅失・破損には当たらないので

はないのか。

→結露により、腐食が発生し、野地板を交換した。

- ・野地板の交換の際に、屋根を外す必要があるが、屋根の補修費は保険金に含まれるのか。

→屋根は滅失・破損していないので、野地板の補修に伴う屋根の解体費用は支払われるが、材料費は保険対象とはならない。

【NO.1140】

- ・排煙設備は建築設備機能担保特約の対象外ではないのか。

→空調設備に当たると判断した。

→自然排煙の場合は、設備には当たらない。また、自然排煙の機能不発揮事故は、よくあることであり、それを保険の支払い対象とすると多額の補償をすることとなる。自然排煙の扱いを、今後よく検討してほしい。

【その他】

- ・設計者割合と施工者割合等の責任割合をリスト化し、類型化できるようにしてほしい。

→データが集まったら、責任割合を定型化できるのではない

か。

→保険で支払うことができるからという理由で、設計者責任を大きくするのはよくない。施工者等にも責任を課す制度にすべきである。

議題２．宅建業法の改正に伴うインスペクション賠償責任保険制度について（資料２、追加資料）

○資料２により、インスペクション賠償責任保険制度の検討状況について、東京海上・山口氏より報告された。主な内容は以下の通り。

- ・前回委員会にて報告した通り、業務の実績を元に保険料を算出する必要があることや、リスクの見極めを慎重に進めることとしている。
- ・建築士会では、８月から保険を開始しており、HPにパンフレットが掲載されている。
- ・宅建業法の施行が来年４月からなので、建築士会の保険についても、現在のところ申込みがそれほど多い状況ではない。

○意見交換を行い、以下のような意見が出された。

- ・建築士会の保険制度と内容を変えて、運用する場合にどの程度の時間が必要となるのか。

→建築士会の保険制度と同じものであれば、大枠ができているので、3カ月程度で運用開始可能である。補償内容を追加する場合は、その内容の検討に1月かかる。

- ・平均検査料の想定が2万円は安すぎるのではないか。

→保険料の算定の目安として設定した価格であり、検査料を決めるものではない。

- ・検査料が変わると保険料も変わるのか。

→検査料と賠償責任額が必ずしも比例するわけではないので、検査料が高くなったからといって、保険料も上がるわけではない。

→建物状況調査に関する業務量については、建築士会と共同で検討する予定である。

- ・住宅瑕疵担保責任保険で支払うべき事故のリスクを、背負うことにはならないのか。

→住宅瑕疵担保責任保険の対象の場合は、住宅瑕疵担保責任保険での対応が優先される。

→住宅瑕疵担保責任保険の補償内容は、検査ミスがあった場合に、瑕疵の修補費用が支払われるが、既存住宅状況調査の場合は、瑕疵の修補費用は支払われず、検査ミスによって生じた損害に対して補償することになるので、支払い対象が異なる。

- ・既存住宅状況調査を安い報酬で請け負っている事務所が、書面での契約をするとは思えない。四会連合で作成している契約書を使って契約をしていることを、保険の要件としてはどうか。

○意見交換の結果、建賠保険等調査専門委員会では、既存住宅状況調査についての検討が難しいため、業務・技術委員会にて検討するよう要望することとした。

※次回の委員会予定

平成29年12月8日（金）14:00～16:30

（日事連会議室）

■第5回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

日時 平成29年8月23日（水）10:00～13:00

場所 日事連会議室

出席者 委員長 栗田政明（埼玉会）

委員 戸井田秀明（埼玉会）、須田正美（千葉会）、
安藤欽也（東京会）、渡辺 猛（東京会）、
岸野裕児（兵庫会）

オブザーバー 橋本健二（埼玉会）

事務局 居谷専務理事、千浜、野出、青柳、吉田

欠席者 委員 増田 務（神奈川会）

【配付資料】

第4回既存住宅状況調査専門委員会議事概要（案）

資料1-1 講習会開催状況・応募状況

資料1-2 今後のPR等について

資料2 既存住宅状況調査技術者の活用、単位会における展開について（案）

資料3 既存住宅状況調査標準業務量等の策定の検討について（案）

資料4 講師講習会の予定について

資料5 既存住宅状況調査契約書および約款の作成について

資料6-1 全国空き家対策推進協議会設立総会について

資料6-2 『安心R住宅』について（案）

資料6-3 「平成29年度空き家所有者情報提供による空き家活用推進事業」の二次募集採択団体（3団体）の決定について

追加資料 空き家対策マッチング事業

議 事

本年度の広報・PR方法等について

○資料1-1により、平成29年度の既存住宅状況調査技術者講習会の開催状況について事務局より報告された。現在、新規講習を33単位会、移行講習を26単位会が開催予定である。応募状況については、7月末現在、全国で383名の申し込みがあった。

○資料1-2により、既存住宅状況調査技術者講習会のPRについ

て、経済調査会出版の「積算資料ポケット版リフォーム編」の2017年10月号に掲載される「住宅のストック活用活性化の道筋」という特集の既存住宅状況調査技術者講習制度についての記事に、広告を出すことになった旨、事務局より報告された。その他PR方法について意見交換を行い、PR方法例を全単位会宛に発信することとした。

各単位会への働きかけについて

○資料2により、既存住宅状況調査の展開及び単位会への働きかけについて、事務局より説明された。単位会に設置予定の苦情相談窓口について、単位会の体制整備、情報等の受け皿の設置を求めるか否かについて及び来年度の講習計画についてを当面検討する必要がある。意見交換の結果、以下のように決定した。

- ・兵庫会では、「すまい研」という登録制度を行っており、パンフレット等参考となる資料を提供してもらう。
- ・技術者名簿の公開方法（事務所の登録制度）等については、引き続き検討する。

標準業務量等の策定の検討について

○資料3により、既存住宅状況調査標準業務量等の検討について、士会連より共同策定の打診があった旨、事務局より報告された。協議の結果、士会連と共同で既存住宅状況調査標準業務量を策定する方向で検討することとした。

講師講習会の予定について

○資料4により、既存住宅状況調査技術者講習の講師講習会の概要について、事務局より説明された。単位会へは、7月27日に開催案内を送付済みである。8月22日現在113名が出席予定である。当日配布する資料として、講義する必要のある箇所にはマーカーを、受講者に線を引いてもらう箇所に下線を引いた講師用教材及び講習会で実際に使用するテキストを配布する予定である。

契約書・約款の策定について

○資料5により、四会連合協定にて、既存住宅状況調査の約款・契約書を作成している旨、事務局より報告された。約款・契約書は、士会連及び日事連の既存住宅状況調査技術者向けに、無償で提供する予定である。

○意見交換を行い、契約書（案）の第四面に記載の容認事項に、「耐震性や省エネ性等の住宅にかかる個別の性能項目について当該住宅が保有する性能の程度を判定すること」は行わないとの記載があるが、耐震診断をオプション業務として受託した場合には矛盾するのではないかと意見が出され、契約書・約款検討WGに提起することとした。

空き家協議会の発足について

○資料6-1により、地方公共団体及び連携専門家団体等で構成する「全国空き家対策推進協議会」が設置され、日事連も構成団体として参加することとなった旨、居谷専務理事より説明された。設立総会を8月31日に行う予定である。

○資料6-2により、安心R住宅について、居谷専務理事より説明された。主な内容は以下の通り。

- ・「安心R住宅」の商標は、国が商標の使用を希望する事業者の団体を審査・登録し、商標の使用を許可される。
- ・事業者団体は、リフォーム実施判断の基準及び商標の使用について事業者が守るべきルール等を設定し、事業者の指導・監督を行う。
- ・事業者は団体の基準に則って広告販売時に商標を付与できる。
- ・商標を付与できる条件に、既存住宅売買瑕疵保険に加入できる状態にあるとあるが、売り主の瑕疵責任がどのような扱いになるかは不明である。

○資料6-3により「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」について、居谷専務理事より説明された。「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」は空き家の多様な利活用を進めていくため、民間事業者と連携して空き家所有者情報を活用するモデル的な取組等を行う市町村を支援し、全国的な普及を図るものである。

○追加資料により、埼玉県では空き家・店舗・倉庫等の所有者と利活用したい人をマッチングされる事業を検討中である旨、栗田委員長より報告された。

◆今後の予定

第6回 既存住宅状況調査専門委員会

平成29年10月24日（火）14:00～16:00

(日事連会議室) 予定

■会誌編集専門委員会議事概要

日 時 平成29年10月12日(木) 14:00~16:00

場 所 Web会議

日事連会議室(東京会・神奈川会・山梨会の委員、ジェイ
クリエイト、事務局)

所属単位会事務局等(静岡会・奈良会・岡山会の委員等)

出席者 委員長 澤崎 宏

副委員長 小泉 厚

委 員 宇塚幸生、佐藤光良、鈴木 剛、丸川眞太郎

広報・渉外委員長 植村吉延

オブザーバー (株)ジェイクリエイト - 城市奈那、
井手真梨子

事務局 前田、鈴木、三浦、安藤

欠席者 委 員 三谷滋伸

<配布資料>

資料1:平成29年11月号編集作業状況報告号台割

資料2:連載「美術館・博物館巡り」の掲載記事について

資料3:平成29年12月号~平成30年2月号台割

資料4-1:新特集提案(佐藤委員、宇塚委員)

資料4-2:新連載「住宅・省エネレポート」について

参 考:平成29年度 年間台割表

議 事

1. 前回委員会以降発行の会誌9月号、10月号の掲載内容につ
いての意見交換

会誌9・10月号の掲載内容について、各委員より感想を述べ
意見交換を行った。

<9月号>

- ・「日事連発信」地方公共団体の発注関係業務に関する実態調
査の記事が参考になった。
 - ・目次に「TOPICS」が無かったが、毎回何か取り上げた方が良
いのではないか。
- ⇒「日事連発信」の内容を「TOPICS」で取り上げるべきであ

った。

<10月号>

- ・「平成29年度日事連建築賞」および「美術館・博物館巡り」
は、プランを見たいので図面を掲載して欲しい。
 - ・単位会での取り組みについて、建築賞・コンクールに限らず
紹介して欲しい。
- <TOPICSの掲載基準について>
- ・特集は入れるべきではない。
 - ・設計料の問題など、話題となっている新しい情報を取り上げ
てはどうか。
 - ・台割の中から委員会で取り上げる内容を決めてはどうか。
 - ・ホームページに掲載している情報についても、URLを明記す
るなどして取り上げてはどうか。
 - ・誌面で掲載していない内容についても、情報提供として取り
上げてはどうか。
 - ・目次と重ならないほうが良いのではないかと。
- ⇒ネーミングを「TOPICS」から「日事連からのお知らせ」と
する。

日事連として会員へ伝えたい情報を幅広く取り上げる。

11月号では、日事連建築賞受賞事務所訪問の連載開始や
既存住宅状況調査技術者講習の開始について取り上げる。

2. 11月号特集等の編集作業状況報告

ジェイクリエイトおよび事務局から、間もなく発行される11
月号の編集内容について以下のとおり説明がなされ、確認した。
(資料1)

特集「空き家とまちづくり」では、中古住宅に対する要望・
空き家の現状・空き家活用について、インタビューおよびコラ
ム形式で掲載する。特集内容に関連して、岡山会会員による
「景観・まちづくり地域探訪」で倉敷Retroイノベーションプ
ロジェクトを掲載する。

その他、静岡会会員による「建築士の休日」、佐藤委員によ
る「美術館博物館巡り(久保田一竹美術館)」を掲載するほか、
「建築まちづくりNEWS」にて一級建築士の懲戒処分について
掲載する。

また、「平成29年度日事連建築賞受賞事務所訪問」の連載が開始され、初回は国土交通大臣賞を受賞した INTERMEDIA を掲載する。

表紙はみやがわバードの写真を採用することとした。

3. 連載「美術館・博物館巡り」の掲載記事について

事務局から、連載「美術館・博物館巡り」の掲載記事について説明がなされ、協議した。（資料2）

協議の結果、神子久忠氏の執筆により「森の中の家 安野光雅館」を、12月号の掲載で調整することとした。

「BOOK REVIEW」では、安藤忠雄氏の書籍を11月号と12月号に分けて、1冊ずつ掲載することとした。

<意見>

- ・足立美術館（島根県）、四国民家村（香川県）、猪熊弦一郎現代美術館（香川県）を取り上げてはどうか。

- ・四国・九州地区から執筆してもらえないか。

⇒島根会および香川会へ執筆依頼をすることとした。

4. 12月号以降の特集等掲載内容の確認、検討

事務局およびジェイクリエイトから説明がなされ、協議した。（資料3）

○12月号

- ・特集は「第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）＋青年話創会2017和歌山大会」

大会あいさつは長くなりすぎないように配慮し、来賓者は名前のみの掲載とする。

また、基調講演・パネルディスカッション・青年話創会について掲載する。

- ・その他、和歌山大会実行委員の執筆による「日事連フォーラム」、茨城会会員による「建築士の休日」、「日事連建築賞受賞事務所訪問」では日事連会長賞を受賞した大成建設、「日事連発信」では建築士事務所の技術者人件費等について掲載する。

○1月号

- ・第1特集「和の仕立て」

明治～昭和初期に活躍した名大工の和の表現について解

説する。数寄屋のみではなく河井寛次郎氏など民芸も取り上げた内容を検討している。

⇒大河内山荘を取り上げてはどうか。

- ・第2特集「私の初夢がたり」

年男・年女にこだわらず、若手会員や女性会員を中心として単位会へ執筆依頼することとした。（年齢制限はしない）また、執筆者は事務所代表者に限定せず、所員からの応募も受け付けることとした。

- ・その他、茨城会会員による「建築士の休日」、宇塚委員による「美術館・博物館巡り（原美術館）」、建築の低炭素化・省エネルギー化対応WGによる新連載「住宅・省エネルギーレポート」を掲載する。また、青年話創会（和歌山大会）の発表について「単位会だより」にて掲載予定。

⇒ネーミングは「単位会だより」ではなく「青年話創会ニュース」としたほうが良いのではないかな。

○2月号

- ・特集は「ユニバーサルデザイン」

東京五輪に向けて、平昌パラリンピックの計画と絡めながらユニバーサルデザインについて解説する。また、北欧の学校建築におけるユニバーサルデザインの事例紹介やユニバーサルデザインの施設事例を紹介予定。

⇒赤池学氏（ユニバーサルデザイン総合研究所）にインタビューしてはどうか。

5. 特集・連載企画等の検討

佐藤委員、宇塚委員から特集企画について提案があり、協議した。（資料4-1）

○「キャンティレバーの魅力」（佐藤委員）

キャンティレバーについて、構造的な要素も交えながら紹介する。

⇒斎藤公男氏（日本大学名誉教授・元日本建築学会会長）に話を聞いてはどうか。

建築デザイン系の先生に話を聞いてはどうか。

○「風の建築」（宇塚委員）

建築環境の専門家によるインタビュー記事や、自然の風を活

かした現代建築について紹介する。

以上の提案を受けて、5月号または6月号の特集として次回委員会にて再度検討することとした。

また、1月号からの新連載について事務局から説明がなされた。
(資料4-2)

タイトル：「住宅・省エネレポート」

ページ数：2頁

掲載内容：省エネ住宅の事例紹介など

6. その他

次回の日程

12月19日(火) 15:00～17:00(日事連会議室)

■第24回基本問題検討特別委員会議事概要

日時 平成29年9月7日(木) 10:00～12:00

会場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史 副委員長：佐野吉彦

委員 佐々木宏幸、遠藤正幸、伊藤光洋、八島英孝、
宮原浩輔、児玉耕二、居谷敏弥

事務局 前田、千浜、吉田

欠席者 委員 鈴木勇人

<配付資料>

第23回基本問題検討特別委員会議事概要

資料1-1 設計・工事監理に係る業務報酬基準(告示第15号)改正の検討について

資料1-2 各会意見

資料2 会員事務所の労働環境等に関する実態調査報告書(案)

資料3 営繕工事における働き方改革の取組(未定稿)

資料4 シンポジウム「設計者・コンサルタントを対価の多寡で選んで良いか」

資料5 「建築設計業務委託の進め方」検討部会資料

資料6 中央建築士審査会報告

資料7 地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き

資料8 住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会について(案)

[議 事]

1. 告示第15号の改正について

○居谷委員より資料1-1、1-2により、告示第15号の改正の検討状況が報告された。資料1-2については佐々木委員より補足説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・8月24日に第2回の報酬基準検討委員会が開催され、ヒアリングの結果の報告がなされた。今後は各団体からの意見表明、改正の方向の検討、アンケート内容の議論を行い、来年1月下旬頃よりアンケートを実施する予定とのことである。
- ・第3回の検討委員会に向け、設計三会で要望案をとりまとめる方向で調整することが五会会長会議で提案された。
- ・資料1-2は、士会連、日事連の意見(案)である。三会での意見集約については時間的な余裕があるか、三会の意見として集約できるかの課題がある。

○次のような意見交換を行った。

- ・士会連の意見と日事連の意見はかけ離れているのか。
→士会連の意見は概念的、日事連は具体的という違いがある。
三会での調整で考え方から具体案までを示せるような要望案ができればいいと考えている。
- ・データの裏付けは大事である。データと要望項目がうまくマッチングすればよい。
- ・どのように改正するか具体的な内容について検討する。工事監理の業務についても精査が必要。その他、小規模建物への適用範囲の増大などが考えられる。
- ・問題は、アンケート調査できない部分があるということである。
- ・企画業務がポイントとなるのではないか。設計者が行う場合、発注者が行う場合、コンサルがやる場合などがある。業務量をきちんと算定できるようになればよい。
- ・小規模な建築物では告示第15号は使えないのか。
- ・アンケートでは小規模の場合には振幅が大きくなり過ぎる。
- ・300㎡であっても500㎡であってもやることはさほど変わらない

のではないかと。

- ・300㎡の場合には人工を積み上げている。業務量は定まらない。
- ・アンケートのとり方が難しい。大規模では対応できる事務所が少ないなどの問題がある。
- ・大規模の場合は複合建築などもあり問題も多い。2年で改正するのは難しいのではないかと。
- ・課題を全部盛り込んだ改正は無理ではないかと。取り扱いについてのガイドラインを国交省から出してもらうのが妥当なのではないかと。
- ・アンケートの結果がすべてではないということをいっていかないといけない。
- ・大事なことは、小規模案件で設計料が低いものを引き上げること、設計界としてダンピングを防止することではないかと。

2. 会員向けアンケートの実施結果について

○佐々木委員より業務改善ワーキンググループで行った「会員事務所の労働環境等に関する実態調査」の調査結果について資料2により報告された。

おもな内容は以下の通り。

- ・回収率は全会員の14%であった。数量的には十分と考えている。建築士事務所の現状と将来的なことについて調査した。
- ・主な項目としては、ISOの加入率、社会保険の加入率、労働時間などを聞いている。ISOについては予想以上に普及している。社会保険の加入率は予想より低かった。
- ・今後は事務所規模別の分析などを行って、理事会までには完成版としたい。

○次のような意見交換を行った。

- ・後継者は必要ないとしている回答が多かったが、設計事務所は建物のデータを持っているのであるから社会の貴重な情報が失われてしまうことになる。
- ・社会保険に加入しないことは法律違反にならないかと。一個人事務所に対して聞いている。
- ・後継者問題については、東京会では記録の保管を行っていくことを検討している。
- ・設計図書の保存は15年と義務づけられている。電子的保存のガ

イドラインを作成するということを聞いた。

- ・ガイドラインの作成委員会が動いている。誰が保存するのかということになるが、事務所協会で言うことも一つの方法と考えられる。

3. 営繕工事における働き方改革の取組について

○居谷委員より資料3により営繕工事における働き方改革の取組について説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・働き方改革について営繕工事における取組案を示した資料。設計においても遅滞ない設計意図の反映、各施工計画段階で施工図等に設計意図を的確に反映することなどが盛り込まれている。14日に予定している営繕部との意見交換においても営繕部からの課題となる見込みである。

○次のような意見が出された。

- ・「施工図等に設計意図を的確に反映する」とあるが、施工図のチェックまで設計者の責任になる恐れがあり注意すべきである。
- ・資料3については、まだ未定稿の段階であり、意見があればということであるので営繕部との意見交換の際などに意見を言っていきたい。

4. シンポジウム「設計者・コンサルタントを対価の多寡で選んで良いか」について

○居谷委員より資料4により日本学術会議の主催で公開シンポジウム「設計者・コンサルタントを対価の多寡で選んで良いか」が開催される旨、説明された。多くの建築、公園、土木構築物、デザイン等が対価の多寡で競われる入札によって選定されている現状について公開のシンポジウム場で議論したいとの趣旨であることが説明された。

○次のような意見が出された。

- ・審査員が設計者の能力を計れないのではないかと。プロポーザルは本来は設計者を選ぶものである。価格での入札はある意味わかりやすい。
- ・評価の基準が曖昧であることで問題が起きるのではないかと。審査の基準と評価の基準を明確にすれば防げる。

5. 「建築設計業務委託の進め方」検討部会（設計三会）の検討状況について

○宮原委員より資料5により「建築設計業務委託の進め方」検討部会での検討状況について報告された。主な内容は以下の通り。

- ・検討部会は設計三会と営繕部とで構成され、公共建築における適切な建築設計業務委託に資することを目的として設計者選定に関するマニュアル「建築設計業務委託の進め方」を作成することを目的としている。プロポーザル方式における技術提案書の表現の許容範囲についての見直しも行う。

- ・現在、営繕部においてマニュアル案は作成中であり、10月の次回開催時に内容について議論する予定である。

○参加要件の緩和などの議論はあったかななどの質問が出され、少し出た程度である旨回答された。

6. 中央建築士審査会報告について

○宮原委員より、資料6により8月28日に開催された中央建築士審査会の状況が報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・8月28日開催の中央建築士審査会では、一級建築士の懲戒処分、業務報酬基準の改正の検討状況とヒアリング結果について報告された。

- ・一級建築士の処分については、業務停止1か月の事例（1件）と文書注意（2件）について諮られた。

7. その他

○居谷委員より資料7、資料8について次のように報告された。

- ・資料7の「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」は、「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた懇談会」における検討の結果、地方公共団体が建築事業を円滑に実施する上での課題や求められる対応、特にコスト管理や工事の適正な予定価格の設定に係る留意点をまとめたものである。

- ・資料8は、住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会の設置についてであり、低炭素化・省エネルギー化対応ワーキンググループの鈴木主査に委員をお願いした。

○そのほか、居谷委員より社会資本整備審議会建築分科会において既存建築物関係の規定見直しを開始された旨、報告された。またまれば通常国会通過後に基準法が改正される見込みとのこと。

○次回委員会日程 平成29年11月15日（水）

10:00～12:00

■第20回景観・まちづくり特別委員会概要

日 時 平成29年9月11日（月）14:00～15:50

場 所 Web会議

日事連会議室（茨城会・東京会の委員等、事務局）

所属単位会事務局（上記以外の委員）

出席者 委員長 横須賀満夫 副委員長 福島賢哉

委 員 戸張 隆、戸張 毅、小澤勝美、内田康博、

入口嘉憲

事務局 前田、鈴木、三浦

〈配付資料〉

資料1： 景観形成・まちづくり推進協議会WG報告資料

資料2： 景観デザインレビューのススメ 掲載ホームページ等

資料3： 連載「景観・まちづくり地域探訪」の掲載についての検討

参考： 景観デザインレビューのススメ 1, 2, 3

議 事 ※当初予定していた議事の順番を入れ替えた。

1. 連載「景観・まちづくり地域探訪」の掲載についての検討

事務局から資料3により、会誌「日事連」連載「景観・まちづくり地域探訪」に以下の取り組みの記事を掲載したことの報告がなされた。

- ・4月号 神奈川会『事業としての景観まちづくり』

- ・5月号 東京会『文京支部における「景観」・「防災」まちづくり活動』

- ・7月号 三重会（会員個人）『伊賀上野の景観まちづくり』

- ・9月号 埼玉会『埼玉における景観まちづくりの活動』

11月号では岡山会会員による倉敷での記事を掲載する予定である。その後の掲載記事について、委員の所属単位会や個人での活動について状況報告をし、協議した。

委員からの発言は以下のとおり。

入口委員： 大阪会としては、世界文化遺産推薦候補に決定した百舌鳥・古市古墳群の支援活動をする事となったが、具体的な活動はこれからとなる。

個人で活動している明日香村での景観形成活動については、景観保全のための景観レビュー委員会を組成し、活動も一区切りついたため執筆が可能と思う。

来年は実際に建物が建ち評価もできることから、続編での掲載が可能である。

内田委員： 京都会では、1月号に掲載した京都市デザイン協議会に引き続き参加している。また、今までは景観に関する委員会はなかったが、委員会の設立に向け準備をしている。

京都市では、平成30年10月より重要な寺院等の周辺500mに建築物を建てる場合、デザインレビューをすることとなった。また、京町家中心とした建物を壊さないようにするための制度等について、京町家再生研究会でシンポジウムを開催し議論するなど、景観政策に力を入れており、事務所協会としても景観について協力する体制をとっている。

戸張隆委員： 埼玉会は景観整備機構の活動が中心となっている。9月に鴻巣市でのまちづくりワークショップ・講習会について掲載した。飯能市では織物記念会館を保存しようと講習会を開催し多くの参加者が集まったが、他の市町村についても活動している動きがあれば掲載を考えたい。

小澤委員： 神奈川会では相模原市に景観整備機構の申請をしているところで、それに並行して景観と空き家の事業等に向けた取り組みを行っている。

その他、会誌にも紹介した湯河原町、藤沢市、伊勢原市でも景観資源調査等の委託を受ける等、行政と協力し、景観整備機構の指定に向け準備を行っている。

横須賀委員長より、神奈川会40周年記念事業である湯河原町の「仮設住宅計画コンペティション」は、行政と一体となり、設計やまちづくりの進め方が大変見事であったため、紹介してほしいとの指示があった。

小澤委員より、まだ活動中であり業務的にも現在は難しいとの回答があった。他の委員より、完成はされていないプロジェクトでも、しくみや体制づくり等、中間報告的なものは読む側にとってむしろ勉強になるのではないかといった意見が多く出された。

後日事務局から委員に対し、取り組み中の案件も含む掲載可能な記事についてアンケートを送付し、掲載号の調整をすることとした。

2. 景観形成・まちづくり推進協議会WG報告

福島副委員長より資料1により、9月5日に開催された平成29年度第1回WGの報告がなされた。

◇昨年度景観デザインレビューキャラバンの報告

2月10日に鶴岡・酒田(福島副委員長はパネラーの1人)で、2月18日に岡山・倉敷で開催した。

◇今年度の景観デザインレビューキャラバンについて

- ・主要都市ではなく地方3～5都市で開催を検討する。次回WGにてWG委員より希望都市の提示をもらうこととする。
- ・協議会が主導（主催）するのではなく、共催（主催）してもらえる団体で調整したい。
- ・旅費、講師料はWG予算で支出可能。

◇「景観デザインレビューのススメ」のガイダンス、セミナー等の要請への対応について

- ・WG委員及び事務局（都市環境研究所）各1名程度の講師要請があれば対応を検討する。
- ・旅費、講師料はWG予算で支出検討する。

⇒事務所協会としては、主催・共催よりは参加型の方が検討しやすい。

景観委員会や景観整備機構の指定を受けている単位会への呼びかけは検討できる。

◇景観を誘導する協議体制等の事例調査・とりまとめについて

- ・「住宅建築技術高度化・展開推進事業」について検討する。
- ・良好な景観形成を誘導する協議システムの調査検討事業をWGで議論、実施する。

後日事務局から送付するアンケートに、景観デザインレビューキャラバンを実施するのに良いと思う都市・地域、また、所属の単位会等で主催・共催できる可能性があるかについても追加して回答することとした。

3. 「景観デザインレビューのススメ」の利用について

事務局から資料2により、景観形成・まちづくり推進協議会WGで作成した「景観デザインレビューのススメ」3冊セットが発行され、同WG事務局である日本建築士会連合会のホームページにデータが公開されている旨の報告がなされた。単位会への周知・活用を依頼するための送付文のたたき台について協議し、内容についての了承を得た。この後文章を調整し、全単位会に2セット（1セット3冊構成）ずつ送付することとした。

単位会から追加送付の希望があった場合には、事務局で都市環境研究所に相談する等、送付できるよう調整する。

4. その他

次回委員会開催は来年2月頃を目安とし、改めて事務局より日程調整することとした。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成29年

11月16日	総務・財務委員会
20日	正副会長会 常任理事会
24日	建築士事務所の業務環境改善WG
29日	日事政研役員会 臨時理事会 通常理事会
12月5日	既存住宅状況調査講習考査委員会
6日	建築士事務所協会全国会長会議 政経フォーラム
8日	建賠保険調査等専門委員会

平成29年10月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成29年10月1日～10月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,839事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 1	1,030	4,487	23.0 %		254	24.7 %
青 森	- 1	181	958	18.9 %		39	21.5 %
岩 手		274	1,039	26.4 %		68	24.8 %
宮 城	- 2	355	2,066	17.2 %		76	21.4 %
秋 田		147	975	15.1 %		45	30.6 %
山 形		184	1,180	15.6 %		56	30.4 %
福 島		238	1,631	14.6 %		68	28.6 %
茨 城	+ 2	496	2,060	24.1 %	+ 3	156	31.5 %
栃 木		182	1,408	12.9 %		83	45.6 %
群 馬		188	1,790	10.5 %		91	48.4 %
埼 玉		502	4,993	10.1 %		123	24.5 %
千 葉	+ 2	398	3,510	11.3 %		113	28.4 %
東 京	+ 2	1,581	15,362	10.3 %	+ 2	544	34.4 %
神奈川	- 3	782	6,259	12.5 %		196	25.1 %
新 潟		319	2,347	13.6 %		136	42.6 %
長 野		424	2,180	19.4 %		119	28.1 %
山 梨		110	850	12.9 %		9	8.2 %
富 山		311	1,245	25.0 %		58	18.6 %
石 川		302	1,347	22.4 %		53	17.5 %
福 井		220	1,002	22.0 %		53	24.1 %
静 岡	+ 1	431	3,211	13.4 %		132	30.6 %
愛 知		557	5,218	10.7 %		135	24.2 %
三 重		181	1,180	15.3 %		63	34.8 %
滋 賀		181	1,181	15.3 %		33	18.2 %
京 都	+ 1	350	2,184	16.0 %		97	27.7 %
大 阪		771	6,557	11.8 %	+ 1	200	25.9 %
兵 庫	+ 6	419	3,397	12.3 %	+ 1	108	25.8 %
奈 良	+ 1	107	951	11.3 %		22	20.6 %
和歌山		131	789	16.6 %		26	19.8 %
鳥 取	- 1	102	490	20.8 %		45	44.1 %
島 根		121	637	19.0 %		63	52.1 %
岡 山		384	1,514	25.4 %		62	16.1 %
広 島		345	2,385	14.5 %		129	37.4 %
山 口		111	1,070	10.4 %		37	33.3 %
徳 島		105	870	12.1 %		14	13.3 %
香 川		100	1,120	8.9 %		17	17.0 %
愛 媛		161	1,189	13.5 %	+ 1	41	25.5 %
高 知		141	657	21.5 %		27	19.1 %
福 岡		472	3,753	12.6 %	+ 1	153	32.4 %
佐 賀		182	622	29.3 %		36	19.8 %
長 崎		260	859	30.3 %		42	16.2 %
熊 本		227	1,268	17.9 %		96	42.3 %
大 分	- 1	144	925	15.6 %		37	25.7 %
宮 崎		117	1,094	10.7 %	+ 1	53	45.3 %
鹿児島	- 1	320	1,275	25.1 %		82	25.6 %
沖 縄		195	1,317	14.8 %		61	31.3 %
計	+ 5	14,839	102,402	14.5 %	+ 10	4,151	28.0 %

※建築士事務所登録数は平成29年4月1日時点の数字である。